

NDC管 17-590 号
2017年 10月 27日

原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

茨城県那珂郡東海村舟石川622番地12
ニュークリア・デベロップメント株式会社
取締役社長 山内 純一

「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」等の施行に伴う通報等の運用に係る対応について(ご連絡)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」の改正に伴う原子力事業者防災業務計画の修正について、茨城県知事及び東海村長との協議中であるため、施行日までに修正の届出ができないことから、施行日から届出までの間の運用について下記のとおりご連絡申し上げます。 敬具

記

1. 緊急時活動レベル(EAL)を用いた通報・連絡等の運用
 - (1) EALの内容：添付1のとおり
 - (2) 通報・連絡様式：添付2のとおり
2. 原子力事業者防災業務計画等に関する命令の改正に基づく施設・設備等の整備状況
 - (1) 緊急時対策所の状況：添付3のとおり
 - (2) 原子力事業所災害対策支援拠点の状況：添付4のとおり

以上

別表第1 警戒事態の連絡基準

原子力災害対策指針を「指針」、また「指針」が示す緊急時活動レベルを「EAL」という。

EALの基準等	連絡基準
指針 警戒事態を判断するEAL① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。	・東海村において、震度6弱以上の地震の発生した場合。
指針 警戒事態を判断するEAL② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区内において、大津波警報が発表された場合	・茨城県を津波予報区とする大津波警報が発表された場合。
指針 警戒事態を判断するEAL④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。	・同左
指針 警戒事態を判断するEAL⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	・同左

別表第2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則を、「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令を、「計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令を、「外運搬通報省令」という。

EALの基準	通報基準
<p>政令第4条第4項第1号</p> <p>第1項に規定する基準以上の放射線量が第2項又は前項の定めるところにより検出されたこと。</p> <p>政令第4条第1項 法第10条第1項の政令で定める基準は5 $\mu\text{Sv/h}$ の放射線量とする。</p> <p>政令第4条第2項 法第10条第1項の規定による放射線量の検出は法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2分以内のものに限る）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上になっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合及び原子力規制委員会規則で定める「原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められず、上記放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する」場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>放射線測定設備で以下の放射線量が検出された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上（モニタリングポスト1地点検出）。ただし、単位時間（2分以内のものに限る）ごとの測定値を1時間当たりの数値に換算。 ・モニタリングポストによる測定値が1 $\mu\text{Sv/h}$ 以上の場合、同地点での可搬式中性子測定器による中性子線を加算して5 $\mu\text{Sv/h}$ 以上。 <p>ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合及び原子力規制委員会規則で定める「原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められず、上記放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する」場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。</p>
<p>政令第4条第4項第2号</p> <p>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>第1項に規定する放射線量：5 $\mu\text{Sv/h}$</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>「当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所」とは、燃料ホットラボ施設の排気筒をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホットラボ施設の排気筒において事業所境界の放射線量が1時間あたり5 μSv 以上に相当する濃度（排気筒のガスモニタで500 Bq/cm^3 以上）の値が10分間以上継続して検出された場合。

EALの基準	通報基準
<p>政令第4条第4項第3号</p> <p>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力委員会規則で定める区域を言う。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>イ 50 μSv/h</p> <p>ロ 当該場所における放射能水準が5 μSv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<p>管理区域の外で以下の放射線量又は放射性物質が検出された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 50 μSv/h 以上（10分間以上継続） ・ 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の50倍以上の値に達した時（5 μSv/hに相当する濃度）。 ・ 放射線量又は放射性物質の濃度の濃度測定が困難な場合、50 μSv/h 以上（10分間以上継続）もしくは濃度限度の50倍以上の値が検出される蓋然性が高い場合。
<p>政令第4条第4項第4号</p> <p>事業所外運搬に使用するおける容器から1m離れた場所で、100 μSv/h 以上の放射線量が原子力委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>外運搬通報省令第2条第1項</p> <p>政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>外運搬通報省令第2条第2項</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み政令第4条第4項第4号の放射線量的水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定に係らず、当該放射線量的水準が検出されたものとみなす。</p> <p>外運搬通報省令第3条</p> <p>政令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際、当該事象に起因して、事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所で100 μSv/h 以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出された場合、又は火災、爆発その他これらに類する事象の発生により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、100 μSv/h 以上の放射線量的水準が検出される蓋然性が高い状態である場合。 ・ 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合。（L型、IP-1型を除く。）

EALの基準	通報基準
<p>通報規則第7条第1項第1号又</p> <p>原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL② 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災管理者又は代行者が、破壊妨害行為等により使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると判断した場合。
<p>通報規則第7条第1項第2号</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL①</p> <p>原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨界警報装置3台のうち2台が発報した場合

別表第3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態の通報基準

- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則を、「通報規則」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令を、「計画等命令」という。
- ・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令を、「外運搬通報省令」という。

EALの基準	通報基準
<p>政令第6条第4項第1号 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量5μSv/h（これらの放射線量のいずれかが、2地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。）。</p> <p>二、三 （略）</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・5μSv/h以上（モニタリングポスト1地点10分間以上継続） ・5μSv/h以上（モニタリングポスト2地点以上検出） ・モニタリングポストによる測定値が1μSv/h以上の場合、同地点での可搬式中性子測定器による中性子線を加算して5μSv/h以上（モニタリングポスト1地点10分間以上継続、またはモニタリングポスト2地点以上検出）。 <p>ただし、当該数値が落雷の影響を受けた場合等を除く（別表第2に詳細を記載）。</p>
<p>政令第6条第4項第1号 政令第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界に達した場合におけるその放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料ホットラボ施設の排気筒において事業所境界の放射線量が1時間あたり5μSv以上に相当する濃度（排気ガスモニタで500Bq/cm³以上）の値が10分間以上継続して検出された場合。
<p>政令第6条第4項第3号 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 政令第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h</p> <p>三 （略）</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の外で5mSv/h以上の放射線量が10分間以上継続して検出されたとき又は検出される蓋然性が高いとき。

EALの基準	通報基準
<p>政令第6条第4項第2号 政令第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 μSv/hの放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>指針 全面緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の濃度が空気中の濃度限度の5000倍以上検出された時（管理区域の外で500 μSv/h以上に相当する濃度）。
<p>政令第6条第3項 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。</p> <p>一 （略） 二 （略） 三 政令第6条第3項第3号 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10 mSv/h</p> <p>外運搬通報省令第4条 政令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類に応じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の再黙とうを定める告示別表に掲げる値の糞放射性物質が事業所外運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた地点で10 mSv/h以上の放射線量が、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出された場合。 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏洩又は漏えいの蓋然性が高い場合（IP-1型、IP-2型、IP-3型を除く）。
<p>通報規則第7条第1項第1号又 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL② 同上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災管理者又は代行者が、破壊妨害行為等により使用施設等の安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象が発生し、放射性物質又は放射線が放出され、又は放出されるおそれがあると判断した場合。
<p>政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。</p> <p>指針 施設敷地緊急事態を判断するEAL① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 臨界警報装置3台のうち2台が発報し、中性子測定用サーベイメータで中性子が継続して検出される場合。

様式リスト

様式第1～6 省略

様式第7 警戒事態該当事象発生連絡

様式第8 警戒事態該当事象発生後の経過連絡

様式第9 特定事象発生通報（使用施設）

様式第10 特定事象発生通報（事業所外運搬）

様式第11 応急措置の概要の報告（使用施設）

様式第12 応急措置の概要の報告（事業所外運搬）

様式第13～14 省略

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

警戒事態該当事象連絡

連絡者名 _____

連絡先 _____

警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。

原子力事業者の名称及び場所		
警戒事態該当事象の発生箇所	<input type="checkbox"/> 燃料ホットラボ施設 <input type="checkbox"/> 材料ホットラボ施設 <input type="checkbox"/> 燃料実験施設 <input type="checkbox"/> その他 発災室名称： _____ 用途： _____ 施設区分： <input type="checkbox"/> 核燃使用 <input type="checkbox"/> RI 使用 <input type="checkbox"/> その他 区域区分： <input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 管理区域外	
警戒事態該当事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
発生した事態の概要	警戒事態該当事象の種類	<input type="checkbox"/> 東海村震度6弱以上の地震 <input type="checkbox"/> 茨城県を津波予報区とする大津波警報 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒を必要と認知 <input type="checkbox"/> 原子力規制委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ _____ ）
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等	施設の運転状態： 発生前（運転中、停止中） 発生後（運転中、停止中） 排気筒モニタの指示値： 確認中、変化なし、変化あり（ _____ cps → _____ cps） モニタリングポストの指示値： 確認中、変化なし、変化有り（最大値： _____ nGy/h → _____ nGy/h）
その他事態の把握に参考となる情報	※添付の有・無	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>警戒事態該当事象 発生後の経過連絡</p> </div> <p style="text-align: right;">連絡者名 _____ 連絡先 _____</p> <p>原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。</p>	
原子力事業者の名称及び場所	
警戒事態該当事象の発生箇所（注 1）	<input type="checkbox"/> 燃料ホットラボ施設 <input type="checkbox"/> 材料ホットラボ施設 <input type="checkbox"/> 燃料実験施設 <input type="checkbox"/> その他 発災室名称： _____ 用途： _____ 施設区分： <input type="checkbox"/> 核燃使用 <input type="checkbox"/> RI 使用 <input type="checkbox"/> その他 区域区分： <input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 管理区域外
警戒事態該当事象の発生時刻（注 1）	年 月 日 時 分（24 時間表示）
警戒事態該当事象の種類（注 1）	<input type="checkbox"/> 東海村震度 6 弱以上の地震 <input type="checkbox"/> 茨城県を津波予報区とする大津波警報 <input type="checkbox"/> オンサイト総括が警戒が必要と認知 <input type="checkbox"/> 原子力規制委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断
発生事象と対応の概要（注 2）	モニタリングポスト指示値： _____ $\mu\text{Gy/h}$ 排気筒モニタ指示値： _____ cps 施設の安全性： <input type="checkbox"/> 施設は安全に管理 <input type="checkbox"/> 施設への影響調査中 故障機器の応急復旧： <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 復旧作業中 <input type="checkbox"/> 未着手 拡大防止措置： <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 準備中 <input type="checkbox"/> 未着手 （場所、時刻、内容等）
その他の事項の対応（注 3）	防護活動本部： <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 未設置 被ばく者： <input type="checkbox"/> 有（ 人） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 調査中 汚染者： <input type="checkbox"/> 有（ 人） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 調査中 負傷者： <input type="checkbox"/> 有（ 人） <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 調査中 風向： _____ 風速： _____ その他： ※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

（注 1） 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2） 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生順に記載する。

（注 3） 防護活動本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

特定事象発生通報（事業所外運搬）

（第 報）

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿			
第 1 0 条 通 報	<input type="checkbox"/> 第 10 条 事 象 発 生 <input type="checkbox"/> 第 15 条 事 象 発 生		
通 報 者 名 _____ 連 絡 先 _____			
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。			
原子力事業者の名称及び場所			
特定事象の発生場所			
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）		
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第 1 0 条 第 1 項 に 基 づ く 基 準</div> <input type="checkbox"/> 事業所外運搬における放射線量上昇	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第 1 5 条 第 1 項 に 基 づ く 基 準</div> <input type="checkbox"/> 事業所外運搬における放射線量上昇
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中、その他（ ）	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状態等		
その他特定事象の把握に参考となる情報			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

応急措置の概要の報告 (使用施設)

(第 報)

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第 2 5 条 報 告

報告者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称 : _____ (事業区分 : _____) 場所 : _____	
特定事象の発生箇所 (注 1)		
特定事象の発生時刻 (注 1)	年 月 日 時 分 (2 4 時間表示)	
特定事象の種類 (注 1)		
発生事象と対応の概要 (注 2)	(対応日時、対応の概要) ※別紙の有・無	
その他の事項の対応 (注 3)	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : 被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : _____
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 : _____ <input type="checkbox"/> 評価中 :
	その他	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(注 1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注 2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生順に記載する。

(注 3) 対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1. 事象発生時の使用状況

事象発生施設名	事象発生施設の使用状況

2. 事象発生施設の状況

項目	確認時刻 (日 時 分)
その他の状況 ・ 漏えい ・ 火災 ・ 爆発 ・ 臨界	
特 記 事 項	

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

1. 放射性物質の状況

項目	評価時刻 (日 時 分)
評価時刻での放出量 (放出率) 希ガス (Bq/h) ヨウ素 (Bq/h) 全α (Bq/h) 全β (Bq/h) 総量 (Bq/h)	
評価時刻での放出量 (濃度) 希ガス (Bq/ cm ³) ヨウ素 (Bq/ cm ³) 全α (Bq/ cm ³) 全β (Bq/ cm ³) 総量 (Bq/ cm ³)	
評価時刻での放出量 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 全α (Bq) 全β (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h) 放出開始時刻	
評価時刻以降の放出 (予測値) 希ガス (Bq) ヨウ素 (Bq) 総量 (Bq) 放出継続時間 (h)	

2. 予測線量

(施設側での計算値)

種 類	評価時刻 (日 時 分)			
	日 時 分	日 時 分	日 時 分	日 時 分
全身の外部被ばくによる予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv
甲状腺の予測線量の最大地点	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv	方位 km mSv

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

* データについては、およその値 (推定値を含む) を記載することも可とする。

3. 放射線モニタリングの状況

注 1) 必要な情報を順次記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入する。

注 2) 場所がわかる資料も送付する。

気象情報	天候		風向	
	風速		大気安定度	

排気筒モニタ				
排気筒モニタ	排気筒名 :			cps
排気筒以外の放出場所の状況	場所名 :			cps
	場所名 :			cps
	場所名 :			cps

固定式モニタリング設備地点				
γ線空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h

可動地点				
γ線空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
中性子線量空間線量率	設備地点名			
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
	時 分	μ Sv/h	μ Sv/h	μ Sv/h
ヨウ素濃度	設備地点名			
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
	時 分	Bq/cm ³	Bq/cm ³	Bq/cm ³
その他の測定項目		設備地点名		
項目		時 分		
		時 分		
		時 分		
		時 分		

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡する。

* データについては、およその値（推定値）を記載することも可とする。

応急措置の概要の報告(事業所外運搬)

(第 報)

平成 年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

報告者名 _____

連絡先 _____

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称： _____ (事業区分： _____) 場所： _____	
特定事象の発生箇所 (注1)		
特定事象の発生時刻 (注1)	年 月 日 時 分 (24時間表示)	
特定事象の種類 (注1)		
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、対応の概要)	
	※別紙の有・無	
その他の事項の対応 (注3)	被ばく者の状況及び 汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有：被ばく者 _____ 名 要救助者 _____ 名 汚染拡大の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： _____
	周辺環境への影響	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有： _____ <input type="checkbox"/> 評価中
	その他	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生順に記載する。

(注3) 対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1. 輸送容器状況

項目	確認時刻 (日 時 分)			
	事故発生時の状況	輸送物		使用容器
出発地			到着予定地	
輸送手段				
現在の状況	火災の有無	有・可能性有 無・不明	爆発の有無	有・可能性有 無・不明
	漏えいの有無	有・可能性有 無・不明		
	特記事項			

2. 放射線量状況

確認時刻 (日 時 分)

距離・場所								
μ Sv/h								

3. 放射性物質放出状況等 (放出、漏えい有りの場合に記載) 確認時刻 (日 時 分)

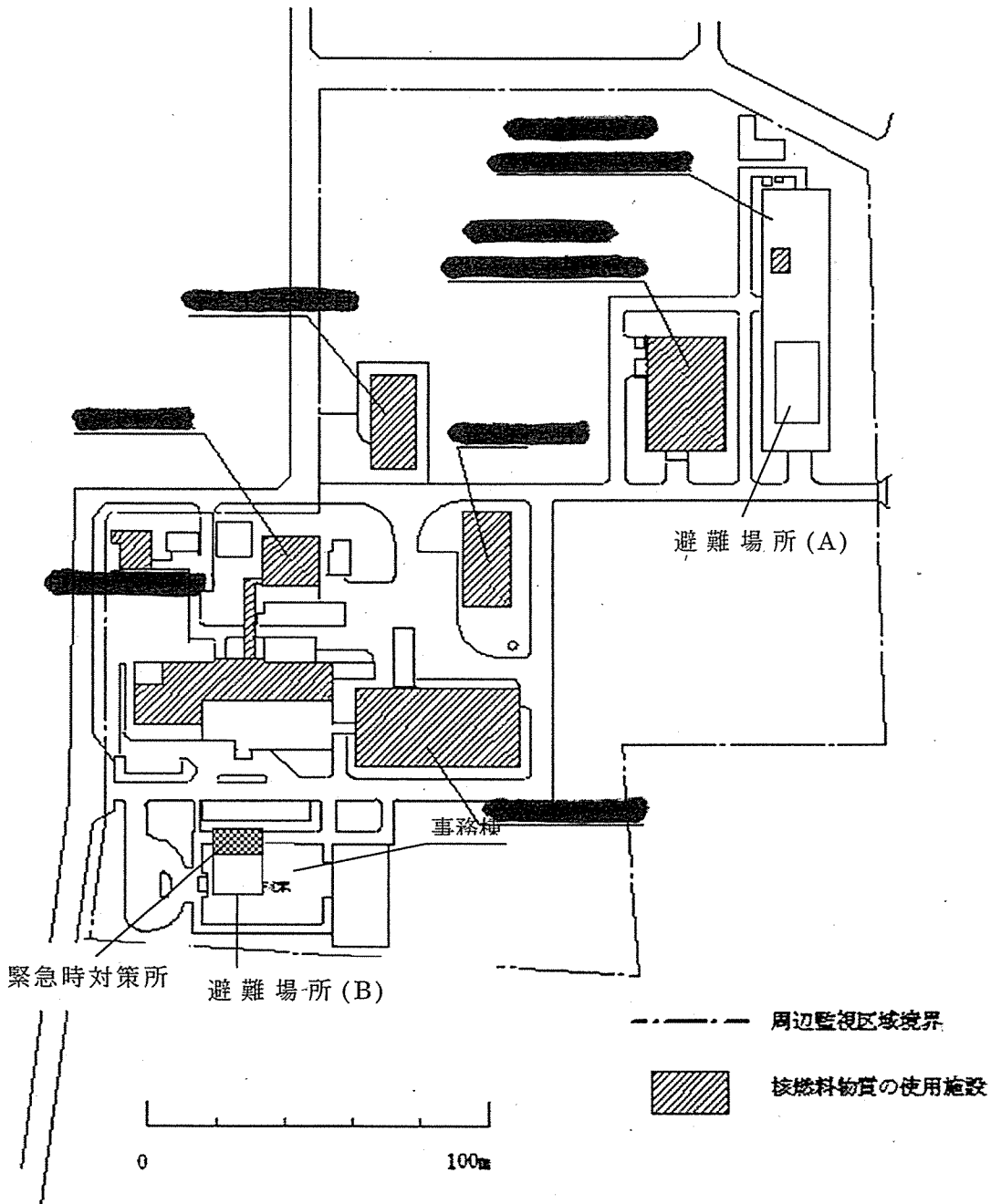
放出、漏えい 開始時刻		放出、漏えい 停止時刻	
放出、漏えい 箇所			

* 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡する。

別表第 8 緊急時対策所

設置場所	別図第 7 に記載の事務棟内 1 階 使用施設とは別棟に配置しており、放射線防護が可能である。また、新耐震基準に基づいて建設した鉄筋コンクリート造りの 1 階にあり、東日本大震災（震度 6 弱）において活動拠点となった実績がある。海岸から 6 km、標高 31 m の地にあり津波にも耐えられる。また、使用施設から 100 m ほどの距離にありアクセスが容易である。
面積	93.6 m ²
設備等	非常用通信設備：災害時優先電話回線 1 台 茨城原子力安全協定事業所緊急電話回線 1 台、 消防直通回線 1 台、通常電話回線 4 台、携帯電話 40 台以上、衛星携帯電話 1 台 一斉 F A X 機 1 台、一斉 F A X 予備機 1 台（同一建屋 内） U S B 型通信端末
	非常用電源設備：固定式非常用ディーゼル発電設備 1 台（緊急時対策所 に電力供給可能）、可搬式非常用発電機 1 台
	井戸 1 台
備品等	重油：10 k L、ガソリン 20 L
	食料品等：5 日分（2000 食）、
	移動・輸送手段：7 人乗り自動車、電動バイク、電動アシスト自転車 各 1 台

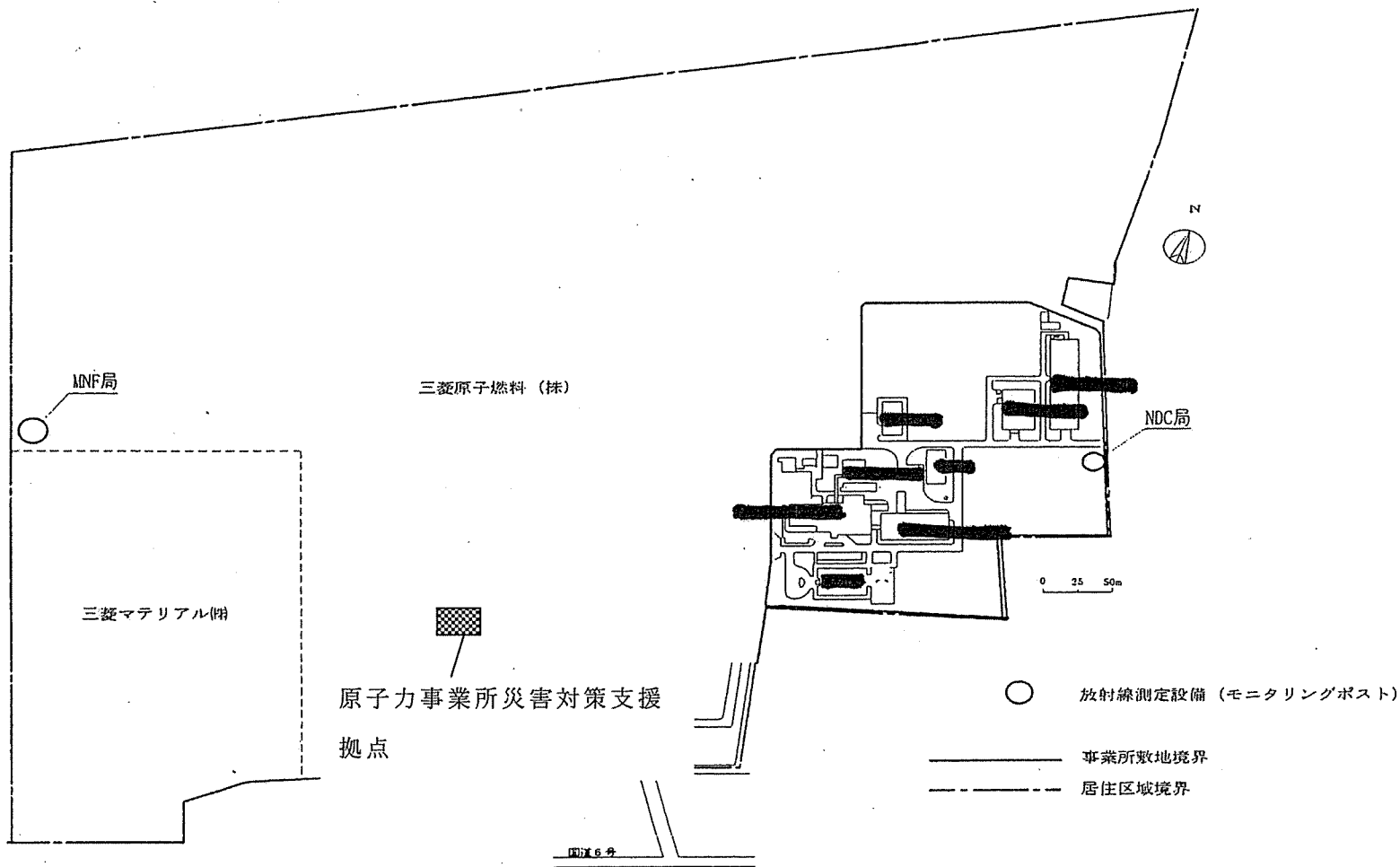
設備は代替機能を有すものとし、設備及び備品等について管理要領を定めて維持する。
点検頻度は 1 回／月とする（非常用電源設備は日例、月例、年次点検実施）。



別図第7 当社敷地内の避難場所及び緊急時対策所

別表第 9 原子力事業所災害対策支援拠点

設置場所	三菱原子燃料株式会社 (MNF) 構内 別図第 6 内に図示
建物名称	技術センター棟
支援拠点面積	150.0 m ²
当社からの 距離	200 m
海岸からの距離	6 km
標高	30 m
設備、備品等	別表第 10 に記載 (添付省略)
その他	非常用発電機



名称	測定対象	測定器の種類、測定レンジ	点検頻度	点検内容
モニタリングポスト NDC局	空気吸収線量率	NaI (Tl) シンチレーション $10^{-2} \sim 10^2 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 $10^{-3} \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$	1回/年	外観目視、校正
モニタリングポスト MNF局	空気吸収線量率	NaI (Tl) シンチレーション $10^{-2} \sim 10^2 \mu\text{Gy/h}$ 電離箱 $10^{-3} \sim 10^5 \mu\text{Gy/h}$	1回/年	外観目視、校正

別図第6 事業所敷地境界付近の放射線測定設備及び原子力事業者災害対策支援拠点